

チーフ・キュレーター 業務仕様書

1 業務内容

- (1) 乙は、甲及び「あいちトリエンナーレ 2019」芸術監督（以下「芸術監督」という。）の指示に従い、次の業務を行う。
 - ア 芸術監督を補佐し、「あいちトリエンナーレ 2019」に関わる現代美術、舞台芸術及びラーニング等の各事業の全般的な調整を行うこと。
 - イ 上記(ア)の調整を行うため、キュレーターミーティングを主催すること。
 - ウ 作品プランや展示プランの調整などのキュレーション業務を行うこと。
 - エ 各種事業や記者発表を含む広報活動など、「あいちトリエンナーレ2019」における学芸部門全体について検討及び進行管理を行うこと。
 - オ 芸術監督、キュレーター及び甲との調整を行うこと。
 - カ 上記(ア)から(オ)の他、芸術監督を始め、甲関係者、キュレーター及び出品作家との調整において、チーフ・キュレーターの業務として必要と認められたこと。
- (2) 出品作家が作品を制作するにあたり、作品が第三者の著作権、肖像権、個人情報、その他の権利又は利益を侵害するもの、差別的な内容又は著しい偏見の表現を含むもの、事実に著しく反する内容を含むもの、鑑賞者に不快感を与えたり公序良俗に反する恐れがあるものと認められるとき及び作品の展示に際し、建築基準法、消防法、道路交通法、食品衛生法等の観点から、これら法令・規則を管轄する行政機関との調整が必要と認められるときは、乙はその旨を速やかに甲へ報告するものとする。

2 活動地域

乙の活動地域は名古屋市内とする。

キュレーター 業務仕様書

1 業務内容

- (1) 乙は、甲、「あいちトリエンナーレ 2019」芸術監督（以下「芸術監督」という。）及びチーフ・キュレーターの指示に従い、次の業務を行う。
 - ア 作品制作及び輸送等の経費の決定などのために甲が主催するキュレーター会議に出席すること。
 - イ 展示プランを調整すること。
 - ウ 作品の規模及び形状並びに作品制作の経費について、甲、芸術監督及びチーフ・キュレーターと出品作家又はその代理人との間の情報交換を仲介すること。
 - エ 出品作家の訪日及び滞在の調整を行うこと。
 - オ 作品の展示に立ち会うこと。
 - カ シンポジウムや記者会見に出席するなど、「あいちトリエンナーレ 2019」の広報活動に協力すること。
 - キ オープニングセレモニーやレセプションなど、「あいちトリエンナーレ 2019」の公式行事に参加すること。
 - ク 「あいちトリエンナーレ 2019」のカタログの編集に協力すること。
 - ケ 出品作家に対する公的機関からの助成等支援について調査し、情報提供及び書類作成に協力すること。
- (2) 乙は、作品制作の経費が甲の提示する予算の範囲内に収まるように出品作家又はその代理人と調整するものとする。
- (3) 出品作家が作品を制作するにあたり、作品が第三者の著作権、肖像権、個人情報、その他の権利又は利益を侵害するもの、差別的な内容又は著しい偏見の表現を含むもの、事実に著しく反する内容を含むもの、鑑賞者に不快感を与えたり公序良俗に反する恐れがあるものと認められるとき及び作品の展示に際し、建築基準法、消防法、道路交通法、食品衛生法等の観点から、これら法令・規則を管轄する行政機関との調整が必要と認められるときは、乙はその旨を速やかに甲へ報告するものとする。

2 活動地域

乙の活動地域は以下のとおりとする。

- (1) 平成 31(2019)年 4 月から同年 6 月まで及び同年 9 月
石川県内
- (2) 平成 31(2019)年 7 月及び 8 月
名古屋市内